

佐賀県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第25号

佐賀県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職管理に関する規則（平成28年佐賀県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合</u> (3) 略	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合</u> (3) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）については、定年前再任用短時間勤務職員（同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の佐賀県職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定を適用する。